

(案)
京田辺市中学校昼食等検討委員会
報 告 書

平成30年3月

京田辺市中学校昼食等検討委員会

目 次

はじめに	1
第1章 京田辺市教育委員会からの諮問	
1. 京田辺市中学校昼食等検討委員会の設置	2
2. 諮問書受理	2
3. 京田辺市中学校昼食等検討委員会開催経過	3
第2章 これまでの中学校昼食について	
1. 家庭弁当について	4
2. 市販の昼食について	5
3. デリバリー方式の選択式注文弁当について	6
第3章 これからの中学校昼食について	
1. 関係法令	8
2. 学校給食の種類	9
3. 学校給食の実施基準	9
4. 学校給食の提供方式	10
5. 学校給食の実施方式	10
6. コスト面の検討	10
7. 昼食実施方式別比較のまとめ	11
8. これからの中学校昼食について	13
第4章 まとめ	
1. これまでの中学校昼食について	14
2. これからの中学校昼食について	14
第5章 提言	16
おわりに	17

<添付資料>

- 資料1 京田辺市中学校昼食等検討委員会設置条例
- 資料2 京田辺市中学校昼食等検討委員会規則
- 資料3 京田辺市中学校昼食等検討委員会委員名簿

はじめに

京田辺市における中学校の昼食は、家庭から弁当を持参することを基本としています。

これは、手作り弁当を通じた家族間のコミュニケーションを深められることや、成長過程において個人差が最も多い大きい中学生に対し、量や内容にきめ細かく対応できるなどの理由によるものです。

また、弁当を持参できない場合に補完するものとして、平成26年1月よりデリバリー方式による選択式注文弁当のあっせん事業を実施しています。

今日、子どもや保護者の食物に対する関心が高くなる中、家庭からの弁当は、食べることの大切さや必要量など子どもに合った食事が子どもと保護者とのコミュニケーションの中で作られており、「食育」の面でも、給食とは異なる効果がある非常に大切なものであると考えています。

しかし、一方では、近年の社会環境の変化に伴い、核家族や共働き世帯、一人親世帯の増加、家庭の生活時間の個別化などにより、不規則な食事、栄養の偏り、伝統食の喪失などの問題が顕著化しています。また、家庭の姿が多様化していることから、何らかの事情で家庭弁当を持参できない子どもたちに対する配慮も必要となってきています。

そのような中、国においては平成17年に「食育基本法」が制定され、同法に基づく食育推進基本計画が策定されるとともに、昭和29年に制定された学校給食法が平成20年に改正されました。

このような状況を踏まえ、京田辺市では、前回の京田辺市中学校昼食等検討委員会における提言に基づき実施している現在のデリバリー方式による選択式注文弁当（以下「デリバリー弁当」という。）の検証を行うとともに、京田辺市におけるよりよい中学校昼食等のあり方について検討を行うため、平成28年6月に京田辺市中学校昼食等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置しました。

本検討委員会では、中学生と保護者を対象にした「中学生の食生活と中学校昼食に関するアンケート」を実施し、現状を把握するとともに、現行の方式と給食の実施について、様々な視点から比較・検討を重ねてきました。

本報告書は、これまで検討委員会において7回にわたり調査検討してきた京田辺市にふさわしい中学校昼食等のあり方についてまとめたものです。

第1章 京田辺市教育委員会からの諮問

1. 京田辺市中学校昼食等検討委員会の設置

本検討委員会は、京田辺市中学校昼食等検討委員会設置条例等（下記参照）に基づいて設置されました。

◆京田辺市中学校昼食等検討委員会設置条例（抜粋）

第1条（設置）

本市における中学校昼食等のあり方を検討するため、京田辺市中学校昼食等検討委員会を置く。

第2条（所掌事項）

委員会は、京田辺市教育委員会の諮問に応じ、本市における中学校昼食等のあり方について調査及び審議を行い、その結果を教育委員会に答申する。

◆京田辺市中学校昼食等検討委員会規則（抜粋）

第2条（委員の構成）

委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 京田辺市立小中学校校長会代表
- (3) 京田辺市立小中学校教頭会代表
- (4) 小学校に通う児童の保護者代表
- (5) 中学校に通う生徒の保護者代表
- (6) 中学校教諭代表
- (7) 栄養教諭代表
- (8) 公募により選出された市民
- (9) 教育部長
- (10) その他教育委員会が適当と認める者

2. 諮問書受理 平成28年11月28日

本検討委員会は、下記の諮問を受け検討を進めました。

（件名）京田辺市における中学校昼食等のあり方について

（理由）前回の京田辺市中学校昼食等検討委員会における提言に基づき実施している、現在のデリバリー方式による選択式注文弁当の検証を行うとともに、京田辺市におけるよりよい中学校昼食等のあり方について意見を求める。

3. 京田辺市中学校昼食等検討委員会開催経過

本検討委員会の調査、検討の経過は下表のとおりです。

NO	開催日	協議事項
第1回	H28. 11. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校昼食検討委員会の検討スキーム ・ 報告（前回の京田辺市中学校昼食等検討委員会） ・ 中学校昼食の現状 ・ デリバリー方式による選択式注文弁当のあっせん事業について
第2回	H29. 3. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告（中学生の食生活と中学校昼食に関するアンケートの集計結果）
第3回	H29. 6. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・ デリバリー方式による選択式注文弁当の検証と対策 ・ これからの中学校昼食のあり方について
第4回	H29. 9. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昼食実施方式別中学校校時表 ・ 中学生における食育について ・ 中学校昼食実施方式について ～様々な項目における比較～
第5回	H29. 10. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校昼食実施方式について ～経費における比較～
第6回	H30. 1. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視察（八幡市中学校給食）を終えての感想 ・ 京田辺市の中学校昼食のあり方について（意見の集約）
第7回	H30. 3. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京田辺市中学校昼食等検討委員会報告書（案）の確認

第2章 これまでの中学校昼食について

1. 家庭弁当について

(1) 家庭弁当の意義

京田辺市における中学校昼食は、これまで、家庭からの弁当を持参することを基本としています。食生活の中心が家庭にあり、保護者が子どもの健康や成長を考えて、食事や弁当を作ることは、思春期の中学生にとって保護者とのコミュニケーションを生むなど絆を深める一助になること、また、中学生の時期は、体格や食事量など個人差が大きくなる成長期であることから、家庭で子どもの成長や健康状態、アレルギー対応などきめ細かな対応ができることは、大きな意義があります。

(2) 現状と課題

アンケート結果から、京田辺市での家庭弁当の持参率は98.7%であり、子どもの意見からは、家庭弁当に対する満足度は高く、作り手に対する多くの感謝の気持ちが回答に現れています。また保護者においても、子どもの健康や成長を考え、また、子どもが希望する家庭弁当に対する思いに応え、弁当を作っていることがうかがえます。

家庭弁当は、子どもの健康管理、健全な発育、保護者と子どもの相互理解と信頼関係、家庭における「食育」の意義も大きく、思春期の子どもと家庭及び学校を繋げる重要なコミュニケーションツールになっています。

一方保護者は、共働き世帯、ひとり親世帯の増加や就労形態の多様化並びに弁当メニューの固定化による栄養の偏りや衛生面などに対し不安を感じています。

また、少数ではありますが、継続して家庭弁当を持参できない子どもたちに対する配慮も必要です。

(3) 検討委員会での意見

家庭からの弁当についての意見では、

- ①思春期の子どもと家庭を繋ぐコミュニケーションツールとして、大きな役割と意義が認められる。
- ②家庭弁当を通して、子どもに伝える「食育」も多くある。
- ③多くの子どもが家庭弁当を希望している。
- ④保護者に対して感謝する気持ちを持っている。

など、その優れた点を指摘する意見が多く出されました。

一方で、

⑤子どもの健康や成長を考える中で、栄養バランスや豊富なメニューという視点から家庭弁当における限界を感じる。

⑥夏場の衛生管理に不安がある。

⑦社会環境の変化に伴う核家族化や共働き世帯、ひとり親世帯の増加などにより、毎日、弁当を作ることを負担に感じる保護者が増えている。

という課題も指摘されました。

2. 市販の昼食について

(1) 市販の昼食の意義

家庭の事情により、家庭弁当を持参することができない場合、それに代わる昼食のひとつとして、市販の昼食の持参があります。

現在、中学校で許可されている市販の昼食は、パン、おにぎり及び炭酸飲料以外の飲み物（培良中学校については、パン、おにぎりに加えて、容器を持ち帰ることを条件に市販の弁当の持参を許可している。）です。

急に家庭弁当を用意できない時に手軽に用意できることや、子どもは、好きなものを選択できることが、市販の昼食を利用している理由です。

(2) 現状と課題

今日の子どもたちは、コンビニエンスストア等が身近に存在し、また早朝からでも昼食を用意することが可能であるため、家庭弁当に代わる昼食を容易に手に入れることができる状況です。

しかし、市販のパンやおにぎりだけの昼食では、成長発達が著しい中学生にとって栄養面で不十分になるおそれがあります。また、アンケート結果から購入金額は1食当たり400円から500円が最も多く、経済的負担が大きいとの回答がありました。

(3) 検討委員会での意見

市販の昼食についての意見では、

① 急な事情で家庭からの弁当が持参できない場合には、有効な手段と思うが、アンケート結果よりその利用率は0.8%と低く、ほとんどの子どもは家庭弁当を持

参していることがわかる。

- ②子どもたちの意見は、「家庭弁当の代わりに持って行けてよい」「自分に合ったものが選べる」「美味しい」と好意的な意見が大半を占める。
- ② 保護者の意見は、「家庭弁当の代わりに持って行けてよい」と子どもと同意見であるが、その次に、「栄養のバランスが心配」「値段が高い」の意見が多く、子どもたちと保護者の意見には違いがある。
- ④家庭弁当の代替として便利であるが、栄養面や経済面で不安要素を抱えていることがわかる。
- ⑤ごく少数ではあるが、昼食を持ってきていない子どもや、少量のパンしか持って来ていない子どもがいることも確認でき、家庭の状況が様々な中、何らかの事情で十分な昼食が持参できない子どもたちがいることに留意しなければならない。といった意見が出されました。そして、中学生にとって、どのような昼食が最もふさわしいのかを多角的に考えなければならないことが課題として挙げられました。

3. デリバリー方式の選択式注文弁当について

(1) デリバリー方式の選択式注文弁当の意義

京田辺市では、家庭の事情等により弁当を持参できない子どものための昼食対策として、市販の昼食よりも栄養バランスに配慮し、当日の朝8時まで注文できるデリバリー弁当のあっせん事業を、平成26年1月から実施しています。弁当の価格は、1食390円です。

また、子どもたちの食事量に対応するため、日替わりとヘルシーの2種類の弁当を用意するとともに、温かいものを食べたいという声から、電子レンジでの温めサービスも実施しています。

各中学校において数名ずつではありますが、ほぼ毎日利用している子どもがいることから一定の役割を果たしてきています。

(2) 現状と課題

家庭からの弁当を持参できない日の昼食として、実施しているデリバリー弁当ですが、多くの子どもが家庭からの弁当を持参してきている中、利用率は、制度発足当初の平成25年度は1.5%、平成26年度0.9%、平成27年度0.7%、平成28年度0.6%と年々低下してきています。

アンケート結果からデリバリー弁当を注文しない理由として、子どもたちは「保

護者が弁当を作ってくれるから」「保護者が作る弁当が好きだから」と、家庭弁当を好む意見が半数を占める中、「市販の昼食を持って行くから」「配膳室に取りに行くのが面倒だから」「予約が面倒」とデリバリー弁当の内容が理由ではなく、子どもに栄養バランスの取れた昼食をとるという保護者のニーズと合致しているにもかかわらず、子どもの意識が利用を左右していることがわかります。

デリバリー弁当を利用する理由として、「保護者の考えだから」「弁当を作る人の時間がないから」が多くを占め、保護者では、「栄養のバランスがとれているから」が一番多い結果となりました。

検討委員会でも、デリバリー弁当の課題を探るため、試食を行いました。味・量・価格とも満足の内容であることが確認されました。

(3) 検討委員会での意見

アンケート結果から子どもは58.6%、保護者は40.7%が、現在の選択できる昼食方式に満足しています。

そして、家庭弁当、市販の昼食及びデリバリー弁当という選択肢の中では、大半が家庭弁当を選択していることが特徴だという指摘が多く出されました。

一方でデリバリー弁当は、少数ではあるがほぼ毎日利用している子どももいることから、家庭弁当を持参できない場合の昼食として、役割を果たしていることに留意しなければならないという意見も出されました。

したがって、デリバリー弁当のニーズは低い、利用率の高い、低だけの評価ではなく、家庭で弁当を準備できない場合の代替として、事業の意義はあるとの意見が多数でした。

デリバリー弁当を利用しやすいようにするために、どのような工夫をしたら良いかについては、子ども、保護者ともに「デリバリー弁当を食べる日を設ける」という意見が多くありましたが、委員からも同様のアイデアが出されていました。

また、利用しない理由の中で、「友達が利用しないから」と多くの回答があった点からも、思春期特有の「人と違うことを嫌う」傾向が読み取れるという指摘がありました。

3章 これからの中学校昼食について

1. 関係法令

中学校の昼食に関係する法令としては、以下のものが重要です。

(1) 食育基本法（平成17年制定）

食育基本法では前文において、子どもたちの食や食育について、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子ども達に対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。」と述べています。

また、第5条では、子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割として「食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。」と定めています。

本検討委員会としても、中学校の昼食のあり方を検討する上で、重要かつ参考になる考え方であると認識しています。

(2) 学校給食法（昭和29年制定 平成20年改正）

学校給食法は、昭和29年に制定され、学校給食の普及充実を図るために、学校給食の実施に関して必要な事項を定めています。平成20年に大幅に改正され、食育の推進を図ることを目的に追加するとともに、学校給食を活用した食に関する指導の実施に関して下記のような必要な事項が定められました。

(この法律の目的)

第1条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

(学校給食の目標)

第2条 学校給食を実施するに当っては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるように努めなければならない。

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食生活についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しく理解に導くこと。

このような趣旨や目的のもとに学校給食が実施されています。以下に、法令に基づく学校給食の枠組みや、学校給食実施上の課題等をまとめておきます。

2. 学校給食の種類

種 類	内 容
完全給食	内容がパン又は米飯、ミルク、おかずである給食
補食給食	完全給食以外の給食で、内容がミルク及びおかず等である給食
ミルク給食	内容がミルクのみである給食

※学校給食の種類は、学校給食法施行規則で「完全給食」「補食給食」「ミルク給食」の3区分が示されている。

3. 学校給食の実施基準

1	全ての児童生徒を対象とするもの
2	年間を通じ毎週5日、授業日の昼食時に実施されること
3	食事の栄養内容は、文部科学省の基準による

4. 学校給食の提供方式

提供方式	内 容
食缶方式	1クラス分ずつまとめて保温容器（食缶）に入れてあるものを教室に運搬し、教室で食器に盛り付け配膳する方法
弁当箱方式	あらかじめ1人分ずつを弁当箱に詰めてあるものを提供する。

※ただし、ミルク給食の場合、提供方式は不要。

5. 学校給食の実施方式

調理方式	内 容
自校調理方式	各学校の敷地に給食室を建設し、そこで給食を調理する方式
親子調理方式	既存の小学校の給食施設で、中学校の給食も調理し、配送する方式。調理場を持つ学校が「親」、調理場を持たない学校が「子」となる。
兄弟調理方式	中学校の給食施設で、他の中学校の給食も調理し、配送する方式。調理場を持つ学校が「兄」、調理場を持たない学校が「弟」となる。
センター調理方式	学校外に給食調理施設を建設し、複数の学校の給食を一括調理し、各学校へ配送する方式（共同調理場方式）
デリバリー方式（食缶）	民間事業者が持つ調理施設で給食を調理し、食缶に入れて各学校へ配送する方式（民間調理場方式）
デリバリー方式（弁当箱）	民間事業者が持つ調理施設で給食を調理し、弁当箱に入れて各学校へ配送する方式（民間調理場方式）

※ただし、ミルク給食の場合、実施方式は不要

6. コスト面の検討

初期投資額 （イニシャルコスト）	学校給食の運営開始までに要する費用で、初期のみ必要	設計費、調理施設整備費、配膳室整備費、設備備品、用地取得費等
維持管理運営費 （ランニングコスト）	給食供給を続ける限り、毎年、一定額かかる費用	委託費、人件費、配送費、維持管理費、光熱水費等
修繕・更新費	毎年度、一定額が必要となるわけではないが、設備等の劣化状況に合わせて、給食供給期間中、数年に一度必要となる費用	修繕費、備品更新費、大規模修繕費等

※ただし、給食実施方式により、かかる経費は異なる。

※市財政状況と併せて検討する必要がある。

7. 昼食実施方式別比較のまとめ

給食の各実施方式に現行の本市中学校昼食を加え、様々な視点から比較した内容を、下表のようにメリットとデメリット別に整理しました。

項目		メリット	デメリット
現 行 の 昼 食	家 庭 弁 当 ・ デ リ 弁	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期の子どもと家庭・学校を繋ぐコミュニケーションツールとして大きな役割と意義がある ・アレルギー対応が可能 ・量の調整が可能 ・学校校時の変更や敷地、施設に影響がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養バランスに家庭差がある ・家庭弁当は、適温（温・冷）での提供が難しい ・家庭弁当は、夏場の衛生管理が難しい ・教育扶助及び就学援助の対象にならない ・家庭弁当をつくる手間がかかる
給 食	自 校 調 理 方 式	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養バランスの良い食事の提供が可能 ・教育扶助及び就学援助の対象 ・弁当を作る手間がかからない。 ・適温（温・冷）での提供が可能 ・量の調整が可能 ・配送に手間がかからない ・調理から喫食までの時間が短い ・調理員と生徒の交流ができる ・整備グレードにより、震災等の災害時にも施設を活用することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食時間の確保のため、校時の見直しが必要 ・学校敷地内に給食調理室を整備する場所の確保が困難 ・各中学校に給食室建設が必要 ・各学校で給食調理室の管理・運営が必要
	親 子 調 理 方 式	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養バランスの良い食事の提供が可能 ・教育扶助及び就学援助の対象 ・弁当を作る手間がかからない。 ・適温（温・冷）での提供が可能 ・量の調整が可能 ・親となる学校では、調理から喫食までの時間が短い（自校方式と同様） ・子となる学校では、学校敷地への影響が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食時間の確保のため、校時の見直しが必要 ・「親校」では「子校」分を含む給食室・設備の整備が必要 ・「子校」では、給食配送が必要 ・「子校」では、給食配送車の動線確保、配膳室の設置が必要 ・現状の小学校給食室には、生徒数から「親校」を担うことができる規模・設備がない ・「親校」給食室を増築する場合、工場扱いになるため都市計画法の制限を受ける
	セ ン タ ー 調 理 方 式	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養バランスの良い食事の提供が可能 ・弁当を作る手間がかからない ・教育扶助及び就学援助の対象 ・適温（温・冷）での提供が可能 ・量の調整が可能 ・学校敷地への影響が少ない ・管理拠点を集約でき、かつ大規模な施設を要することから工場形態での高度な衛生管理が可能。 ・一施設に集中することで維持管理費、人件費の負担が軽減できる ・比較的、調理数の変更に対応しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食時間の確保のため、校時の見直しが必要 ・給食センター建設用地の確保が必要 ・給食センター建設が必要 ・給食センターから各校への配送が必要なため、適温提供の保温食缶等の工夫が必要 ・給食配送が必要 ・中学校に給食配送車の動線確保、配膳室の設置が必要 ・センターは工場扱いになるため、都市計画法の制限を受ける

給食	デリバリー方式 (食缶)	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養バランスの良い食事の提供が可能 ・弁当を作る手間がかからない ・教育扶助及び就学援助の対象 ・適温(温・冷)での提供が可能 ・量の調整が可能 ・学校敷地への影響が少ない ・新たな用地取得や施設整備が不要 ・初期費用を最も抑えることができる ・短期間で給食導入が可能 ・学校敷地への影響が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食時間の確保のため、校時の見直しが必要 ・近隣において「学校給食衛生管理基準」を満たす業者を確保することが困難 ・調理員と生徒との交流が難しい ・調理業者選定と衛生管理の指導が必要 ・業者への委託費(調理委託及び配送費)が他の方式より高くなる ・業者調理場から各校への配送が必要なため、適温提供の保温食缶等の工夫が必要 ・給食配送車の動線確保、配膳室の設置が必要
	デリバリー方式 (弁当箱)	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養バランスの良い食事の提供が可能 ・弁当を作る手間がかからない ・教育扶助及び就学援助の対象 ・新たな用地取得や施設整備が不要 ・初期費用を最も抑えることができる ・短期間で給食導入が可能 ・学校敷地への影響が少ない ・初期費用はどの方式よりも低価で可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食時間の確保のため、校時の見直しが必要 ・近隣において「学校給食衛生管理基準」を満たす業者を確保することが困難 ・調理員と生徒との交流が難しい ・調理業者選定と衛生管理の指導が必要 ・業者への委託費(調理委託及び配送費)が他の方式より高くなる ・業者調理場から各校への配送が必要なため、適温提供の保温食缶等の工夫が必要 ・給食配送車の動線確保、配膳室の設置が必要 ・調理員と生徒との交流が難しい ・衛生管理上、10度以下に冷却して配送しなければならないため、適温提供に工夫が必要 ・量の調節ができない

実施方式については、それぞれの方式でメリット、デメリットがあり、ひとつの方式を選択するのが困難であるとの意見が多数を占めました。また、実施方式ごとのメリット、デメリットだけでなく、本市特有の課題も多くあり、その課題を含め、検討することが必要不可欠であるとの考え方が示されました。

本検討委員会がまとめた京田辺市特有の課題は以下のとおりです。

1. 府内でも大規模校で、今後も増え続ける生徒数に伴う学校施設の整備
2. 中学校施設内における給食関連施設(給食室建築、配膳室の整備、運搬車両の動線確保、荷置き場の整備等)の敷地確保、建築及び整備
3. 膨大な初期経費と毎年多額な管理維持経費が発生することによる財源の確保
4. 老朽化している小学校給食室の改修

8. これからの中学校昼食について

これまでの検討結果を踏まえて検討委員会では、今後の京田辺市における中学校昼食として、検討の対象となる現行の方式と、給食を実施することを選択することに分け、意見を集約しました。

京田辺市の現状を考慮した上で、両選択肢のメリットとデメリットについては、下表のように整理しました。

	メリット	デメリット
現 行 の 昼 食	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭弁当に対する子どもの満足度が高い ・家族に感謝の気持ちが芽生える ・選択できる昼食に満足度が高い（家庭弁当、市販の昼食、デリバリー弁当） ・学校運営、学校環境への影響が少ない ・アレルギー対応がし易い ・デリバリー弁当は緊急時に対応できる ・家族とのつながりを深めることや、成長過程において個人差が最も大きい中学生に対し、量や内容にきめ細かく対応できる ・学校環境に影響がない ・現在の校時で対応可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の基準を満たしていない ・栄養バランスに家庭差がある ・適温提供（温・冷）が困難である ・デリバリー弁当の利用者が少ない ・教育扶助及び就学援助の対象とならない ・夏場の衛生管理が難しい ・少子化や核家族化などにより、家族や家庭を取り巻く環境が著しく変化し、中学生の食についても、多くの問題を抱える状況になっていることに対しての対策がとりにくい
給 食 実 施	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養バランスの良い食事の提供が可能 ・弁当を作る手間がかからない ・教育扶助及び就学援助の対象となる ・適温（温・冷）での提供が可能 ・方式によっては量の調整が可能 ・「生きた教材」として、食育が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営（校時及び部活動等）及び学校環境（敷地内整備）への影響がある ・初期投資費及び維持管理費等の経費が高む ・食物アレルギー対応が難しい

このように、両選択肢には一長一短があり、簡単には結論が出せませんでした。

しかし、これからの中学生の昼食がどのような形態になっても、食や食育の基本が家庭にあることは変るものではないという指摘がありました。

仮に、中学校給食を実施することになっても、給食を通じた家庭と学校の連携により、中学生が食を考える契機にしなければならないという意見が出ました。

いかに栄養バランスがよい給食を提供しても、それは、1日の食事の中の1食にし過ぎず、家庭でその他の食事が充実して初めて、中学生の心身を健全に発達させる食になることから、今後も継続して、行政や学校からの働きかけによる、保護者への意識啓発・家庭での食育を一層進めることが必要であると考えます。

第4章 まとめ

1. これまでの中学校昼食について

検討委員会では、これまでの中学校昼食について、子どもや保護者を対象にしたアンケート結果や、他市中学校給食実施校の視察等を元に、様々な視点から意見交換を行いました。

まず、本市中学校の昼食である家庭弁当は、子どもが家庭のぬくもりや家庭の味を感じることができ、保護者が子どもの嗜好、食事量、体質や疾病への対応等、個人差に応じた食事としてその役割は大きく、思春期の子どもとのコミュニケーションの中で、食事や家庭弁当が作られることには、大きな意義が認められるもので、「中学生の食生活の中心は家庭にあり、食育において家庭が重要な役割を果たす」という食育基本法の趣旨にも合致したものです。

アンケート結果からは、週4日以上家庭弁当を持参している中学生は、98.7%と高く、保護者の子どもへの食に対する意識の高さとともに、子どもの作り手に対する感謝の気持ちを読み取ることができました。

しかし、家庭弁当には、栄養バランスや豊富な食材による提供、夏場の衛生管理面で課題があるとの指摘もありました。

また、デリバリー弁当については、「現在の選択できる昼食方式は良い」と回答した子どもが半数以上いること、少数ではあるがほぼ毎日利用している子どももいることから、現状において必要な事業であります。

このように家庭弁当を基本とした本市の中学校昼食について、その持参率は高く、定着している中、家庭弁当を持参できない場合の対策として栄養価、安全面及び衛生面に配慮したデリバリー弁当は、子どもたちの昼食を補完する役割を果たしており、家庭弁当の良さを十分生かした中学生の昼食として一定評価ができます。

2. これからの中学校昼食について

検討委員会では、これからの中学校での昼食を検討するにあたり、子どもや保護者を対象にしたアンケート結果や様々な視点からの比較資料などから、現行の昼食と併せて給食実施についても検討しました。

アンケート結果から、家庭弁当を支持する子どもたちからも、給食に対する思いとして、「温かいものが食べられる」、「栄養バランスがよい」ことと、「弁当を作る保護者の負担が減る」という意見が多くなってきました。保護者が子どものために家

庭弁当を作っている実態と、保護者の負担になっていると思っている子どもたちの思いがあることもわかりました。

もちろん、学校給食は、単純に保護者の負担軽減を目的とするものではありません。次世代を担う子どもを育てるためには、家庭と社会がどのように役割分担するかをしっかりと確認した上で、社会が子育ての一翼を担うものとして、給食を導入することが重要と考えられます。

また、近年においては、家庭の生活時間の個別化により、不規則な時間での食事や、子どもだけの食事などによる栄養のバランス面で不安が生じることや、子どもの貧困率の上昇といった社会状況に鑑みると、学校給食の「健康増進」や「経済的困窮対策」の意義についても、十分に注目するべきであると考えます。

今日の社会環境の変化に伴い、共働き世帯やひとり親世帯の増加により、子育て全般に対し、社会的支援が求められることからその負担軽減や望ましい食習慣の形成を促進し栄養バランスのとれた昼食を給食として提供していくことが、「子育て支援」「男女共同参画」への手助けとなり、子どもたちの心身の健全な発達につながると考えられます。

以上のように、今日、学校給食は、従来からの教育的側面に加えて、「健康増進」や「経済的困窮対策」、「子育て支援」「男女共同参画」など、様々な意義や重要性が考えられます。

検討委員会においては、現在の昼食と学校給食ではそれぞれ違ったメリットとデメリットがあり、どちらが最もよい昼食であるか結論に至るまで大変悩むところでありました。どちらかが「最もよい昼食」ではなく、「どちらのメリットを優先するか」で考えた場合、子どもの給食に対する意識の変化が見られる中、学校給食における「健康増進」や「経済的困窮対策」、「子育て支援」、「男女共同参画」など様々な意義や重要性が、これから日々変り行く社会環境や家庭環境に必要となってくることから、これからの中学校昼食として学校給食を導入することが望ましいという結論でおおむねの意見が一致しました。

一方で、学校運営上の問題や財政的な問題、老朽化が進む小学校給食室の現状も考慮し、解決しなければならない多くの課題があります。今後、想定される様々な課題に対し、実現可能な解決方法を探り、また、実施方式・実施方法についても、効果、効率性を多面的に考慮しながら、中学校給食実施に向けて、慎重かつ迅速に検討を行うことが望ましいと考えます。

第5章 提言

京田辺市中学校昼食等検討委員会は、前述のとおり、中学生の食に関する課題と中学校における昼食のあり方について、様々な角度から検討を進めてきました。

その検討の結果のまとめとして、次のことを提言いたします。

1 生徒全員を対象とした完全給食が望ましい

成長期にある中学生の心身の健全な発達には、望ましい食習慣の形成と栄養バランスに配慮した食事をとることが必要であることを考慮すると、完全給食が有効であると考えます。

2 実施にあたっては、その効果、効率性を考慮する必要がある

京田辺市特有の状況を十分に考慮し、それぞれの中学校における学校環境、学校運営への影響、食育の取組などに配慮し、給食の持つ役割が効果的かつ効率的に発揮できるように努めなければならない。

3 小学校の現在の給食施設、設備の老朽化等の対策も考慮する必要がある

小学校給食室の老朽化に伴う課題も踏まえて、中学校だけでなく京田辺市の全ての子どもたちに対して、安全で安心な給食が提供できるような総合的視点での検討が必要である。

4 本市の財政状況についての十分な考慮が必要である

給食をどのような方式で実施する場合でも、初期経費と維持管理費ともに多額の経費が必要となるため、厳しい財政状況の中、最小の経費で最大の効果が得られる方式を、英知を集めて検討することが重要である。

おわりに

わが国は、少子高齢化が進み、既に人口減少社会に突入しています。そのため、少子化への対応が大きな課題となり、子どもを産み育てることに対する切れ目のない支援が必要になっています。また、女性の社会での活躍が活発になることによって、従来は、女性によって担われることが多かった子育てを、家庭や社会の様々な人たちで分担することが求められています。そこで、家庭、地域、学校、さらには行政が連携して、子どもたちの育ちをサポートすることの重要性が高まっているのです。子どもたちが、親や家族の深い愛情に包まれて育つことはもちろんのこと、地域社会が、子どもや子育て中の家族を見まもりサポートするとともに、学校や行政が教育活動を通じて子どもたちの心身の成長を後押しすることがうまく連携していくようにしなければならないという認識が広がっています。

近年、「子どもの貧困」や「児童虐待」という言葉に象徴されるように、経済的に厳しい状況に置かれていたり、親の愛情を十分に受けることができていない子どもたちが存在したりすることも社会問題となっています。これらの問題に対しては、原因を根本的に取り除くための体系的な取り組みが必要ですが、同時にできるだけ早く効果の出る対策を行うことも求められています。

ところで、本報告書でも紹介しているように、京田辺市においては現在のところ中学校では給食を実施していません。したがって、子どもたちの昼食は家庭で作った弁当が基本になっています。弁当を用意できない事情がある場合には、一定の代替的選択肢を用意して対応しているものの、大多数の子どもたちは家庭で作った弁当を持参しています。

家庭の弁当には様々な良さがあり、子どもたちも家族が作ってくれた弁当を好んでいきますし、弁当を作ってくれる家族に対して感謝もしています。その意味では、現状に大きな問題はないようにも思えます。実際、本検討委員会での議論でも、当初は、今の弁当方式のままでもそれほど問題はないのではないかという雰囲気が少なからずありました。

しかし、上述のように、社会環境、家庭環境が大きく変わってきている今日にあっては、すべての家庭で常に弁当を用意することが難しいケースも出ています。また、毎日の弁当づくりが、時間的に負担になっている家庭も少なくありません。

本検討委員会では、京田辺市の中学校における昼食のあり方を考えるにあたって、わが国における社会、経済状況を広い視野で捉えるとともに、京田辺市独自の現状や課題

を詳細に検討することを通じて、子どもたちにどのような昼食をとってもらうのが理想なのかということ、慎重かつ熱心に議論しました。その結論をまとめたものが本報告書です。

既に述べましたように、弁当が良くないという訳ではありませんし、給食を実施すれば全てが良くなるというものでもありません。どのような昼食の仕組みにしても、メリットとデメリットが存在しています。その中で、今後の京田辺市における中学生の育ちと、それを支援する家庭、地域、学校、行政のあるべき姿としては、完全給食を実施することが妥当であるという見解を示しています。そして、本検討委員会の結論は、中学校での給食の実施を進めようとする国の方針とも一致するものでありました。

しかし、あるべき姿は、そう簡単に実現するものではありません。乗り越えなければならない多くの課題があります。その中でもとりわけ厳しいものが財源の確保です。教育や子育ての支援が重要だといっても、京田辺市として対処しなければならない課題は他にも多数存在していますので、それらとのバランスを考慮して、現実的な財源の確保を目指すことが必要になるでしょう。また、新たに給食施設を整備する必要が発生しますが、どこにどのような施設を整備するかということについては、敷地や建物の確保、関係法令との調整などが必須となります。つまり、物理的制約や法的制約が発生する可能性がきわめて大きいと予想されます。

これらの一般的な課題に加えて、京田辺市においては、いまだに中学生の数が増加することから、周辺自治体やいわゆる「類似団体」の事例がそのまま参考にはならないという難しさを抱えています。つまり、京田辺市独自で実現可能な方策を模索していかなければならないのです。

このように、あるべき中学校昼食の姿を実現するためには、今後、検討すべき事柄が山積しています。ただ、本検討委員会の責務は、中学校昼食のあるべき姿を示し、その実現に向けての方向性を示すところまでであると考えます。そこで、この方向性に市民の支持が得られ、市として承認されるなら、その後に中学校給食を実現するための具体的な事項について、教育、給食、都市計画、建築、法律、行政などの専門的見地から調査、研究することが必要となるでしょう。それらの活動によって、京田辺市に最適な形で中学校給食が実現されることを期待しています。